

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成27年度 第1回入間市総合教育会議
開 催 日 時	平成 27年4月9日(木) 午後1時30分 開会、午後3時00分 閉会
開 催 場 所	入間市役所5階：第4委員会室
議 長 氏 名	-
出席委員(者)氏名	田中龍夫、西澤泰男、河村佳樹、青山友子、秋葉奈穂、高山茂
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	企画部長 田中利之、企画部参事 鳥山政之
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 3 報告事項(公開) <ol style="list-style-type: none"> (1)新教育委員会制度と総合教育会議について 制度改正の趣旨と会議の設置目的 会議の構成と役割 協議・調整事項 4 協議・調整事項(公開) <ol style="list-style-type: none"> (1)入間市総合教育会議の設置・運営について 総合教育会議の設置 総合教育会議の運営 (2)教育に関する大綱の取り扱いについて 大綱の位置付け 教育に関する「大綱」の整備方向 (3)その他 5 その他 6 閉会
傍 聴 者 数	1名

<p>配 布 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 入間市総合教育会議設置要領（案） ・資料 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要） ・資料 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要 ・資料 4 第 5 次入間市総合振興計画後期基本計画（抜粋） ・資料 5 入間市教育振興基本計画（抜粋）
<p>関係者職氏名</p>	<p>教育総務部長 岩田武利、教育総務部参事兼教育総務課長 宮岡隆、教育総務部参事兼学校教育課長 早川等、教育総務課主幹 鹿山泰隆 生涯学習部長 福田光嘉、生涯学習部次長 新見輝明</p>
<p>事務局職員職氏名</p>	<p>企画部長 田中利之、企画部次長 長谷川芳明、企画部参事 鳥山政之 企画課主幹 宮澤昌樹、企画課主事 松本幸文</p>
<p>会議録作成方法</p>	<p>要点筆記</p>

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

< 報 告 事 項 >

- (1) 新教育委員会制度と総合教育会議について
制度改正の趣旨と会議の設置目的
会議の構成と役割
協議・調整事項

< 協 議 ・ 調 整 事 項 >

- (1) 入間市総合教育会議の設置・運営について
総合教育会議の設置
・ 入間市総合教育会議設置要領(資料1)の決定
総合教育会議の運営
・ 事務局を企画部企画課におくこととする。
・ 平成27年度中は4回の開催を予定する。
- (2) 教育に関する大綱の取り扱いについて
大綱の位置付け
教育に関する「大綱」の整備方向
・ 入間市教育振興基本計画(平成24年度～28年度)を以て大綱に代える。
- (3) その他
学校施設の放課後活用に関する意見交換

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	<p>(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する)</p> <p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 . 報告事項</p> <p>(1) 新教育委員会制度と総合教育会議について</p> <p>田中部長 項目ごとに内容を確認し、理解を共有し、了解をいただきたいと考えております。</p> <p>はじめに 制度改正の趣旨と会議の設置目的について、事務局から説明をいたします。ここでは一般論としての制度説明を行いますので、本市における運用方法について協議するものではありません。制度の改正が目指すところ、また、この会議の位置づけについてご理解いただければと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>鳥山参事 (制度改正の趣旨、会議の設置目的について説明)</p> <p>田中部長 ただいまの、 につきまして、何か質疑等はございますか。</p> <p>なければ、続いて、 会議の構成と役割について説明をお願いします。</p> <p>鳥山参事 (会議の構成と役割について説明)</p> <p>田中部長 ただいま、会議の構成と役割についての説明がありましたが、何か質疑等はございますか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
青山委員	<p>事前に教育委員会の判断を得ていない場合は、会議後速やかに教育委員会としての了承を得ることが必要ということでしたが、具体的にはどのような時に速やかに教育委員会としての了承を得ることが必要になるのですか。</p>
鳥山参事	<p>教育委員会内部であらかじめ合意形成が来ている事項については、この会議での話し合いの中で合意ができれば、その内容を尊重してお互いの執行機関の中で実施をしていくということになります。</p> <p>事前に教育委員会内で合意形成が来っていない事項について、この総合教育会議の中で議題とし、協議を行い、そこで合意が得られたとしても、それは教育委員会内部でのコンセンサスが得られていないので、会議の責任において発生する尊重の義務は働かないということです。</p> <p>ですから、そのような場合は、改めて教育委員会内部でコンセンサスを得ていただき、そこで初めて総合教育会議内での合意が生きるということになりますので、この場だけで全てを決定できるものではないと解しております。</p>
田中市長	<p>事前に教育委員会で議論した事項でなくても、この場で新しい課題として提出し、全員で協議・調整して方向が定まれば、それを基にしながら教育委員会で調整を図るということでも良いわけですか。</p> <p>そうでなければ、教育委員会で協議していないから、この会議では新たな課題を出せないということになりはしないかと危惧されます。</p>
鳥山参事	<p>この場で協議をすることは差支えないものと思いますが、ただ、お互いの執行機関の意思決定ができていないことをこの会議だけで決めるというのは、法律の意図するところではないという点を説明させていただきました。ですから、教育委員会で決まったことしかここで話ができない、とい</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中市長	<p>うことではないと思っております。</p> <p>それぞれの執行機関内であらかじめコンセンサスを得られていない事項でも、この会議での合意事項については最大限尊重し、それぞれの執行機関に持ち帰ってその方向をご確認いただいて進めていただくということになるかと思えます。なお、あらかじめ双方で意思決定したものについても、この場で異なる合意となった場合にも、それぞれの組織で再度調整を図ることが必要になると考えております。</p> <p>市長部局も、ここで話し合ったとしても、例えば財政課と話し合わなければならないということも当然ありますよね。しかし、様々な課題を新たに出してもらって協議・調整して、最終的には双方の決定機関で決定するというので、委員の中から新しい意見はどんどん出してもらって良いという解釈で良いですか。私はそうしたいのですが。</p>
鳥山参事	<p>それで良いと思います。会議における決定事項の尊重義務についての解釈ですので、それ自体が話し合いの範囲を制限するものではないと解されるのかと思います。</p>
田中部長	<p>今までに話し合われたことが無いような事案に対する協議が発生する場合もあると思われれます。</p> <p>その場合はここで協議・調整を完了するわけではなく、それぞれが持ち帰って調整するというので、皆様ご了解ください。</p> <p>それでは、協議・調整事項について、確認の意味で説明いたします。</p>
鳥山参事	<p>それでは説明いたします。ここで言う「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成など市長の権限に属する事務との調和を図ることです。「協議」</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>とは、調整を要しない場合も含め、自由に意見交換として幅広く行われるものとなります。ですから、調整をして方向性を決定することもありますし、協議ということで様々な事について自由に意見交換をする、といった機能も持ち合わせるものと解釈できると思います。</p> <p>具体的にはどのようなものが協議事項なのかと申しますと、法によれば、大綱の策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置であります。</p>
田中部長	<p>協議・調整事項についての説明がありましたが、何かございますか。</p> <p>今後疑問点など出ましたら、その都度出していただければと思います。</p> <p>それでは、4. 協議・調整事項(1) 人間市総合教育会議の設置・運営についての説明をお願いします。</p>
鳥山参事	<p>(資料1「人間市総合教育会議の設置に関する要領(案)」について説明)</p>
田中部長	<p>設置要領(案)が示されましたが、これらについて、質疑、意見がありましたらお願いします。</p>
田中市長	<p>定足数は定めないのでですか。</p>
鳥山参事	<p>構成員は先ほど申し上げたとおりでありますので定足数は設けませんが、少なくとも市長と教育長がいなければこの会議は成立しないものと解しており、全員参加というのが基本的な考え方になるかと思えます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中部長	協議調整の場であり、決定する場ではないという意味からくるものだと捉えていただければと思います。
田中市長	会議において座長や議長は置かず公平な立場で論議することとし、事務局は進行のみを行うということで解釈してよろしいですか。
田中部長	入間市としてはその方向で進めさせていただければと考えております。
青山委員	緊急の場合は市長と教育長のみで会議を持つことも可能ですと書いてありますが、例えば、生徒児童の生命、人体に関わるものがそれにあたると思うのですが、それについてはここに記載が無くても良いのですか。
鳥山参事	<p>会議は市長が招集すると第3条で決められており、市長が必要を認めた時は教育長との2名のみでも、また全員でも開催できます。また、第3条の2には、「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。」とありますので、教育委員会からも会議の開催を求めることもできます。</p> <p>緊急の事案がありましたら、その都度会議を招集するという対応もできるともものと考えております。</p>
田中部長	<p>この設置要綱案に基づいて今後運営していくということになりますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご了承いただきましたので、会議の予定などについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
鳥山参事	<p>要領案にご了承をいただきましたので、今年の予定も含め、会議の運営について説明させていただきます。</p> <p>事務局は、企画部企画課に置くこととし、会議の開催にかかる各種庶務事務を処理することとします。なお、教育委員会、教育総務課とは常に連携を図り、教育委員との連絡等については教育総務課を經由して行いたいと考えております。</p> <p>会議の開催のタイミングについては、会議の役割と位置付けを考慮して、予算編成のスケジュールに合わせて配置していくことが適切であると考えております。</p> <p>現時点では、年間4回の開催を予定しています。もちろん、緊急の場合はそれ以外ということになります。第1回目は本日、年度当初の4月、第2回目は、予算編成の前段である実施計画への反映を含めて6～7月頃に開きたいと思います。実施計画の策定作業は概ね毎年9月までに終了させており、10月以降の新年度予算編成が開始される前には実施計画は確定します。10月には市長から予算編成の方針を出しておりますので、第3回目はその方針が示される10月頃を予定し、皆様にも会議の中でお話できればと考えております。第4回目は、当初予算の議会への上程時期と併せて2月頃に開催できればと考えております。</p> <p>今年度は初年度ですので、今後、新たに必要となる場合、またはもっと少なくても良いということがあるかもしれませんが、今年度につきましては、まずはその4回を予定させていただいて進めていければと考えております。</p> <p>以上が、今年度の教育総合会議の運営に関する連絡事項でございます。</p>
田中部長	<p>今、運営についてご説明いただきましたが、確認の意味でもう一度整理させていただきます。事務局につきましては企画部企画課。会議の進行は企画部長。今年度の開催は4回。これらはいずれも予算編成に関わるタイ</p>

発 言 者	発 言 内 容
鳥山参事	<p>ミングということで開催します。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、（２）教育に関する大綱の取り扱いについて協議・調整させていただきたいと思います。まず大綱の位置づけについて説明してください。</p> <p>（ 資料２、３に基づき大綱の位置づけについて説明）</p>
田中部長	<p>今、大綱の位置づけについて説明がありました。教育の目標や施策の基本的な方針を表すものが大綱であるということです。総合教育会議は、協議・調整を尽くし、最終的には市長が策定するものであり、策定した大綱をもとに、それぞれの所管が事務を執行していくというものであります。</p> <p>この点について何か質疑等ありますでしょうか。</p> <p>では、このことを踏まえて、入間市として今後この大綱の取扱いをどうしていくか、整備方向について調整・協議をさせていただきます。この点について説明をお願いします。</p>
鳥山参事	<p>大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的方針を参酌して定めることとされています。</p> <p>また、「各地方公共団体で、教育基本法第１７条第２項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するものと位置付けられることから、総合教育会議の協議・調整を経た上で、当該計画、入間市でいえば教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合については、別途、大綱を策定する必要はない」とも説明されております。</p> <p>入間市の「教育振興基本計画」、市の最上位の行政計画である「第５次入間市総合振興計画・後期基本計画」についての大まかな内容把握のために、資料４と資料５を付けさせていただきました。</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中部長	<p>入間市の「教育振興基本計画」については、本市教育行政の基本的な考えを示すものとして策定されており、施策や事業の体系等についても第5次総合振興計画・後期基本計画と整合が図られています。</p> <p>最上位の行政計画である「第5次入間市総合振興計画・後期基本計画」の記載内容との調整が既に図られていることから、平成29年度からの次期総合計画が策定されるまでの間は、現行の教育振興基本計画をもって大綱に代えることで差支えないと思われま。</p> <p>資料4「総合振興計画」第1章「豊かな心ふれあうまち」にコミュニティから教育に関する施策について記載されており、この中の教育に関する部分が、資料5「入間市教育振興基本計画」の内容と整合が図られています。なお、資料5の2ページに体系図が掲載されております。ここに、「入間市教育振興基本計画」の上位計画という位置づけで「第5次入間市総合振興計画（後期基本計画）」との整合性が図られている点について図示されておりますので、そういった面からも、この関係性についてはご理解いただけるのではと思っております。</p> <p>以上が事務局からの説明でございます。</p> <p>入間市の整備の方向、考え方について説明がありました。現行の教育振興基本計画をもって大綱に換えることで差し支えないのではないかとこの事務局からの提案説明であります、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>これは次期総合計画が策定されるまでの当面の対応ということになります。</p>
田中市長	<p>今の第5次入間市総合振興計画は平成28年までの10年間で立てているわけです。</p> <p>29年度から、新たな10年間の総合計画を立てなければいけません。今までも、第5次入間市総合振興計画の第1章と、教育委員会の入間市教</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>育振興基本計画は整合性をとって策定されていきました。平成29年度以降も同じような形で調整を取っていけば良いと思いますが、とりあえず、28年度までは現状の入間市教育振興基本計画を大綱として推し進めていく、ということですね。</p>
田中部長	<p>そうです。</p>
田中市長	<p>29年度から作る次期総合計画について、どのような形にするかということは、今後1年かけて考えていくということで良いですか。</p> <p>市長が大綱を作ったとしても、教育委員会は教育振興基本計画を作らなければならないのですか。</p>
高山委員	<p>次期総合計画は29年度から作られますが、それと併せて教育委員会も計画を作っていくわけですから、それがまた読み替えて大綱という形になっていけばそれで済むのかなと思っています。</p>
田中部長	<p>次期総合計画の策定と併せて、当然、教育振興基本計画も調整を図りながら策定していくということになるかと思います。</p>
田中市長	<p>29年度以降も教育振興基本計画を大綱とするかどうか、1年かけて考えていけば良いと思います。</p> <p>基本的には、次期総合計画と整合の取れた教育振興基本計画を大綱とするというのであればそれで良いと思いますが、29年度以降の対応については、今はまだ確定しなくても良いかなと思います。</p>
高山委員	<p>私も田中市長と同じ考え方ですが、市長に29年度以降に教育振興基本計画とは別の形で大綱を作るイメージがあるならば、どのようなイメージ</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中市長	<p>なのか教えていただけますか。</p> <p>具体的なイメージはありませんが、そのように大綱を作ったほうが良いか、あるいは教育振興基本計画を大綱とした方が良いかということ、今決めてしまわないで、1年かけてそれを考えていきたいと思います。</p>
田中部長	<p>現在の対応として、当面の間は現在ある教育振興基本計画を大綱の位置づけとさせていただき、この間に、イメージはまだ浮かばないけれども、さらに大綱を作っていく必要があるかどうかを検討していくということになるかと思えます。</p>
高山委員	<p>私も良いと思いますが、教育委員会が教育振興基本計画を作り、別途市長部局で大綱を作るということは似たようなことであり、事務的に重複することでロスが生まれるのではと心配です。</p>
田中市長	<p>今までと同じように、教育の関係はご指導いただきながら総合振興計画と調整して作るわけですから、それについて異論はありません。いずれにしても、教育委員会と市長部局、福祉関係などがお互いに調整して、目的を達成するために合致していくのが一番良いのではと思います。</p>
田中部長	<p>それでは、当面は現在ある教育振興基本計画をもって大綱とさせていただき、この間に改めて大綱を策定する必要があるかどうかを検討していくということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中部長	<p>それでは、協議・調整事項の（３）その他についてです。この部分は特に用意してございませんので、この総合教育会議の中で、市長と教育委員会の間で調整を図るべき事項があれば、双方からご提案いただければと思います。各委員あるいは教育委員会として、または市長部局として何かありましたらご発言をいただきたいと思います。</p>
田中市長	<p>できれば教育委員会、また、この総合教育会議において、市の方針として、放課後児童のために積極的に学校を活用していくという方向性を、私は定めていただきたいということを提案させていただきます。</p> <p>今日ご協議いただき、その後また教育委員会で諮っていただければと思います。</p>
田中部長	<p>ただいま市長から、今年始まった子ども子育て支援新制度への対応について提起していただきました。入間市の財政状況は厳しい状況ですが、色々な改革をしながら、新たな課題に取り組まなければならない状況なので、公共施設の有効活用について理解いただいたうえで対応できないか、という提案です。</p>
西澤教育長	<p>目の前の子どもたちが、放課後児童で待機になっていることについては教育委員会としても解決していかなければならないと認識しています。</p>
田中部長	<p>この場は、決定する場ではないので市長の提案について協議していきながら、教育委員会としても再度検討していただきたいと思います。</p>
西澤教育長	<p>一旦持ち帰り、検討してまいりたいと考えております。</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中部長	<p>では、今後の状況を見ながら協議を継続していきたいと思います。</p> <p>その他に何かありますでしょうか。他のテーマ、あるいは課題等でご提案あれば発言して頂きたいと思います。特に無いようですので、その他の事項については、終わらせていただきたいと思います。</p>
田中部長	<p>では、次第の5. その他について、事務局から説明をお願いします。</p>
鳥山参事	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回の会議は、実施計画の策定期間となる6～7月に開催する方向で調整を図ってまいります。</p>
田中部長	<p>それでは以上を持ちまして、第1回入間市総合教育会議を閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

27年5月8日

市長の署名

田中龍夫

教育長の署名

西澤泰男